

## 「ワクチン・検査パッケージ」に関するよくある質問

### 【ワクチン・検査パッケージ制度】について

#### Q1 「ワクチン・検査パッケージ制度」とはなにか。

A

- 「ワクチン・検査パッケージ制度」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し感染リスクを低減させ、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の指定時等において、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするものです。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、国と協議したうえで、制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。

#### Q2 飲食店が登録するメリットは。

A

- 今後、茨城県が緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置地域に指定されるなど、感染が拡大している場合においては、特措法第24条第9項に基づき、同一グループの同一テーブルの会食は4人までとするよう要請します。

しかし、そのような場合であっても、感染防止対策確認済店（いわゆる認証店（※））でワクチン・検査パッケージ制度の登録をした店舗での会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能となります。

※認証店とは、①手指消毒の徹底状況、②座席間隔の確保（又はアクリル板等の設置）の状況、③換気の徹底状況、④飲食時以外のマスク着用の呼びかけの状況の感染防止対策を県が確認している店舗です。認証店には、感染防止対策確認済店であることを示すステッカーを配布しております。

#### Q3 「同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食」とはどういうことか。

A

- 例えば、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録をしていない店舗に8人グループで来店した場合、4人以下の複数のグループに分け（例1：4人グループ×2、例2：3人グループ×2、2人グループ×1）、別々のテーブルで会食していただく必要がございます。

一方で、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録をした店舗の場合は、1つのテーブルに8人で会食していただくことが可能となります。

**Q 4 飲食店とは、どのような施設まで含まれるのか。**

A

- 宿泊客以外も利用できるなど、常時、飲食店として利用できる施設があるホテル・旅館の宿泊施設や結婚式場も含まれます。

なお、「ワクチン・検査パッケージ制度」の対象となるかどうか判断が難しい場合は、下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

連絡先：029-301-5472（9：00～17：00 平日のみ）

**Q 5 カラオケ店等が登録するメリットは。**

A

- 今後、茨城県が緊急事態措置区域に指定された場合、カラオケ店等（※）に対して休業を要請することとなります。

しかし、そのような場合であっても、ワクチン・検査パッケージ制度の登録をした店舗の場合には、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供することが可能となります。

（※）カラオケ店等とは、飲食店の営業許可を有しているカラオケ店（カラオケ設備のあるスナック等を含む）のほか、飲食店の営業許可を有していないカラオケ店も含まれます。

**Q 6 「収容率50%を上限としつつ、カラオケ設備を利用する」とは。**

A

- 例えばカラオケボックスの個室において、定員人数の半分の人数までの個室利用であれば、カラオケ設備を提供いただくことが可能となります。

**Q 7 登録は強制的なものか。罰則等はあるのか。**

A

- 「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録は強制的なものではありません。罰則等もございません。

強制的なものではございませんが、行動制限の緩和を受けられることができるため、登録に迷っている場合は登録をお勧めします。

**Q 8 申請の要件等はあるのか。**

A

- 飲食店・カラオケ店等は「いばらきアマビエちゃんに登録をし、その感染防止対策について、県の確認（認証）を受けた店舗（認証店）」が「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録に申請をすることができます。

**【参考】**

飲食店・カラオケ店等の感染防止対策の状況については、順次巡回をしています。早期に現地確認を希望される方向けに個別の申込受付もしていますので、下記 URL より受付をお願いします。

<https://www.ibaraki-coronanext.jp/measures.php>

**Q 9 ホテル・旅館の宿泊施設や結婚式場においても、ワクチン・検査パッケージ登録の要件は同じか。**

A

- ホテル・旅館の宿泊施設や結婚式場においても、「いばらきアマビエちゃんに登録をし、その感染防止対策について、県の確認（認証）を受けた店舗（認証店）」が「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録に申請をすることができます。
- しかしながら、いばらきアマビエちゃんの登録業種が「飲食店等」ではない場合、感染防止対策の状況について、現在巡回を行っておりません。  
「ワクチン検査パッケージ制度」に登録申請する場合は、まず、「飲食店等」でいばらきアマビエちゃんに登録していただき、感染防止対策の状況について県の確認（認証）を受けたうえで、登録申請していただくことになります。

**【参考】**

感染防止対策の状況について、県の確認（認証）を受けたい場合は、下記 URL より受付をお願いします。

<https://www.ibaraki-coronanext.jp/measures.php>

**Q 10 申請期限はいつまでか。**

A

- 申請期限はございませんが、今後感染が拡大し、県が飲食店に対する人数制限やカラオケ店等に対するカラオケ設備提供制限を行う前までに、申請を済ませていただくことをお勧めします。

**Q11 申請してから登録完了までどれくらいかかるか。**

A

- 概ね2週間程度お時間をいただいております。

なお、登録完了後、「ワクチン検査・パッケージ制度」に登録済であることを示すステッカーを送付させていただきます。

**Q12 感染防止対策確認済店ステッカーを紛失してしまったが、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録に申請は可能か。**

A

- 申請可能です。

なお、感染防止対策確認済店ステッカーの再発行のご相談は下記連絡先までお願いします。

連絡先：029-301-5472（9：00～17：00 平日のみ）

**Q13 「ワクチン検査・パッケージ制度」に登録済であることを示すステッカーを紛失してしまったが、再発行は可能か。**

A

- 再発行可能です。再発行のご相談は下記連絡先までお願いします。

連絡先：029-301-5472（9：00～17：00 平日のみ）

**Q14 登録完了後、辞退することは可能か。**

A

- 辞退することは可能です。辞退のご相談は下記連絡先までお願いします。

また、場合によっては、辞退する理由等をお聞きすることもありますので、ご容赦願います。

連絡先：029-301-5472（9：00～17：00 平日のみ）

**Q15 登録完了後、店舗の移転等により登録内容に変更がある場合はどうすればよいか。**

A

- 登録内容の変更の手続きを行いますので、下記連絡先までお願いします。

連絡先：029-301-5472（9：00～17：00 平日のみ）

**Q16 登録完了したが、感染状況が落ち着いている状況下において、特別やることはあるか。**

A

- 「ワクチン・検査パッケージ制度」においては、特にございません。

引き続き、感染防止対策へのご協力をお願いします。

## 【ワクチン接種歴及び検査結果の確認】について

**Q17 使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか。**

A

- 有効期限は当面設定しないこととします。

**Q18 接種済み証の確認方法は。**

A

- 接種済み証（原本）やそれを撮影した画像、写しでの確認も可能とします。  
また、上記の確認の際には、身分証明書により本人確認を行います。3回目接種をしていない人に限り、2回目接種日から14日以上経過していることも確認します。

### 【身分証明書の例】

運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書その他、健康保険証や学生証等

**Q19 新型コロナワクチン接種証明書アプリ（電子証明書）での確認は有効か。**

A

- 日本政府公認の新型コロナウイルス接種証明書アプリを使用して、ワクチン接種歴等を確認することは可能です。
- 自治体又は民間事業者等が開発したワクチン接種歴等の確認を可能とするアプリの取扱いについては、別途お知らせします。

**Q20 3回目接種済みの場合、接種済み証は3回目のもののみの提示でよいか。3回目接種済みの場合、接種からの経過期間はいつからか。**

A

- 3回目接種済みの場合は、接種済み証は3回目のもののみで可能です。その場合、2回目接種日から14日以上経過していることが想定されるので、3回目接種からの経過期間を確認いただく必要はありません。

**Q 2 1 ワクチン接種歴ではなく、検査する場合の方法は。**

A

- PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）又は抗原定性検査とします。

PCR 検査等が推奨されていますが、事前に PCR 検査等を行うことができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能としています。

**Q 2 2 検査結果の有効期間は。**

A

- PCR 検査等の場合、検体採取日（検体採取日が不明な場合は検査日）の3日後まで有効とします。例えば、1月1日に検体採取した場合においては、1月4日まで検査結果は有効とします。

抗原定性検査の場合、検体採取日（＝検査日）の翌日まで有効とします。

**Q 2 3 検査結果通知書の確認方法は。**

A

- 検査結果通知書の「検査結果」の項目から検査結果が陰性であるか、また、「有効期限」の項目から確認日は有効期限内であるかであるかをご確認ください。

**Q 2 4 現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査が必須か。**

A

- 6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要です。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、保護者が同伴する場合には、検査は不要です。

**Q 2 5 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。**

A

- 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認を行ってください。

**Q 2 6 検査は無料でできるのか。また、どこで検査できるのか。**

A

- 無料検査については、別途示すこととします。

**Q 2 7 抗原定性検査は飲食店・カラオケ店等の事業者が直接簡易キットを購入して行うこともできるのか。**

A

- 検査実施するための条件等はあるが、その条件を満たした場合においては、飲食店・カラオケ店等の事業者が抗原定性検査を行うことができます。
- 飲食店・カラオケ店等の事業者が、抗原定性検査を実施する場合の詳細・留意点は別途示すこととします。

**Q 2 8 ワクチン接種歴又は検査結果は同一グループ・同一テーブルの人数に関わらず、入店者全員のものを確認するのか。**

A

- 飲食店では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食の場合において、当該5人以上全員のワクチン接種歴又は検査結果が陰性であることを確認してください。4人以下の場合は確認不要です。  
カラオケ店等では、カラオケ設備を提供する場合には、来店者全員のワクチン接種歴又は検査結果が陰性であることを確認してください。

**Q 2 9 接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできないのか。**

A

- 同一グループの同一テーブルでの5人以上会食をしようとする場合に、ワクチン接種歴又は検査結果で陰性の確認ができないときは店内に入れることはできません。ただし、同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認をする必要はありません。

**Q 3 0 検査結果が、陽性であった場合の対応は。**

A

- 入店させず、医療機関又は相談センターを紹介するなど受診につながるよう必ず促していただくようお願いします。